

報告 REPORT

組織内会計士合宿研修開催のご報告

組織内会計士委員会 副委員長 岩崎 香織

近畿会組織内会計士委員会は、東海会組織内会計士小委員会と研究報告や研修等で定期的な交流を図っており、2019年9月7日（土）、8日（日）に東海会主催により、岐阜県の長良川にて合宿研修を開催いたしました。監査の品質・不正リスク、税務、職業倫理の計8単位の研修と、鵜飼鑑賞を通じて親交を深めて参りましたので、ご報告いたします。

I. 「不正会計」

近畿会副会長の廣田壽俊氏より、実際の不正事案についてご講義をいただきました。

会社は2000年創業のバイオベンチャーで、2004年には東証マザーズに上場しました。ほぼ一貫して営業赤字を計上しているものの、毎年、新株予約権による資金調達を行い、2016年に本件不正事案が発覚して東証マザーズを上場廃止になった現在でも営業を継続していることから、事業の魅力は高いものと思われれます。

第三者委員会報告書によると、不正の内容は、東証マザーズの上場廃止基準である売上高1億円未満及び債務超過を回避するための架空売上の計上及び資産の過大評価でした。上場廃止直前の2期間に決算直前に巨額の販売が行われており、直前2期の取引では、廃業済みの相手先への販売及び取締役が代表を務める会社から入金され、直前1期の取引では、自社装置から得た技術やノウハウを開発権として子会社から他社へ販売し、翌期首に当初販売先の取締役会決議により解除の申し入れを受け、買戻権や子会社に対する債務保証を付して代替りの販売先を見つけました。また、子会社でも架空売上が計上されたことから子会社の実質的価値が棄損しており、子会社株式の評価減及びのれん等の固定資産の減損が漏れていたこととなります。

いずれも、結果論として不正であると判断できるものと思われれますが、一部取締役による取締役会、

社外役員及び会計監査人への隠蔽が行われており、その時に不正であると判断し、声を上げることは難易度が高かったと思います。もし、組織内会計士が当事者として巻き込まれた場合、どのように対応すべきかを考えさせられました。

II. 「実務をしない人のための相続税実務概説」

近畿会前副会長の岩井正彦氏より、相続税実務についてご講義をいただきました。

基礎控除の縮小で納税義務者が拡大し、大改正もあって注目度の高い相続税ですが、組織内会計士にとっては決して身近な税金ではありません。一方、世間一般の方からは会計士なら相続税も詳しいと思われがちであり、ご経験のある方からポイントを教えていただくのは貴重なことでした。

相続税は、会計や税務に興味のない方にとっても直面し得る税金であり、税理士にとっても素人を相手にするという意味で特殊な税金であるとともに、異動のある金融機関や不動産業者の担当者と異なり、遠くに引っ越すことの少ない税理士は相続人と未永くお付き合いがあることから、クライアントである相続人の一人だけでなく相続人全員が揃うタイミングで情報を共有すること、被相続人に対する租税債務の存在や固定資産の評価は税務上の評価と経済価値は異なること、暫くして調査を受ける可能性が高いこと等、専門家には当然でも素人にはサプライズとなることをはじめにお伝えすることに留意されているそうです。また、相続税対策とは相続財産に傷をつけて相続税を減らすことであり、一般的に対策されるアパート経営などは、まず、経営が成り立つことが前提で、二次相続も含めて検討すべきとのことでした。

専門家として、公平に、誠実に、総合的に判断して、わかりやすい説明をすることが求められるのは、働く場に関わらず公認会計士に求められること

だと感じました。業務として触れる機会はないものの、相続税にも関心を持ち、積極的に新しい情報に触れていきたいと思えます。

Ⅲ. 鵜飼鑑賞

さて、2コマの研修後は、お楽しみの鵜飼鑑賞です。長良川鵜飼は1,300年以上の歴史があり、織田信長公、徳川尾張藩等の時の権力者たちに保護され、現在は宮内庁職員として6人の鵜匠が代々世襲されています。好天に恵まれ、自然豊かな長良川の風景に、観覧船に乗って鮎料理とお酒をいただきながら歓談を楽しみ、踊り船が観覧船の前を行き来し、鵜飼への期待を高めてくれます。金華山に映るライトアップされた岐阜城を見ながら、昔ながらの狩り下り、付け見せ、総がらみという3つの漁法での鵜飼を見学し、武将の気分を味わいました。



なお、長良川の鵜は、年2回の健康診断が義務付けられる等大事に飼育されていて、天然の鵜より長生きするそうです。働き方改革途上の公認会計士より健康的かもしれません。

Ⅳ. 「組織内会計士の職業倫理及び協会動向」

2日目は、本部理事の増田明彦氏より、組織内会計士の職業倫理と協会動向についてご講義をいただきました。

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）倫理規定の改正を受け、我が国でも企業等所属の会員の所属する組織における専門業務の実施について、「倫理規則」と「違法行為への対応に関する指針」に明記されました。ただし、企業等所属の会員の組織における権限に応じて、上級の職にある者と上級の職以外の者にわけて規定されており、公認会計士でなくてもその職にあれば要求されるはずの義務であり、新たな義務ではないことが強調されました。また、企業等所属の会員に対する義務が明記され、JICPAの規程として広く公表されることは、組織内会計士に対する信頼性を高めるものであり、組織内会計士が公認会計士としてのプライドと倫理観を持って実践しなければならないと思えます。

また、協会動向を本部理事から直接伺いするのは非常に貴重な機会でした。会計・監査ジャーナルを読むのもやっとでしたが、会務報告などJICPAのHPも定期的に読まなければならないと反省いたしました。

Ⅴ. まとめ

個人負担もある休日の宿泊研修にも関わらず、東海会16名、近畿会13名（講師含む）に東京会2名を加えた31名もの参加者を得て、組織内会計士にとって、同業者との交流の場、CPE研修の機会が求められていると感じました。合宿研修を企画・主催してくださった東海会の皆様、講師の先生方にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

